

## 社会福祉法人 大鹿村社会福祉協議会理事・監事の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大鹿村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、会長及び理事並びに監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、月額報酬を支給する。
- (2) 会長以外の役員（監事を含む。）については、出勤時間により報酬を支給する。
- (3) 大鹿村社会福祉協議会の職員については、報酬は支給しないこととする。

(役員報酬の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、大鹿村社会福祉協議会役員等報酬規程に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月22日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、繰り上げて支給する。
- (2) 退職手当については、支給しない。
  - 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

# 社会福祉法人 大鹿村社会福祉協議会役員等報酬規程

平成12年4月1日

規程第14号

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人大鹿村社会福祉協議会定款第10条、第25条及び大鹿村社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員等の報酬について定めることを目的とする。

## (役員)

第2条 この規程において、役員とは、会長及び理事並びに監事をいう。

## (役員報酬)

第3条 役員等の報酬は別表1に掲げる額とする。支払基準は別表2-2とする。但し、村の理事者及び職員が役員を兼ねる場合は、報酬を支給しない。

## (各種委員等報酬)

第4条 評議員、評議員選任・解任委員、福祉協力員他社会福祉協議会に係る委員等の報酬は、別表2に掲げる額とする。支払基準は別表2-2の通りとする。  
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

別表 1 (役員報酬)

職名	支給単位	報酬額	支給基準	備考
会長	月額	60,000 円	出勤報酬	
理事	1 回	6,700 円以内	〃 (時間による)	
監事	1 回	6,700 円以内	〃 (時間による)	

別表 2 (各種委員等報酬)

役職名	支給単位	支給額	支給基準	備考
評議員	1 回	6,700 円以内	出勤時間による	
評議員選任・解任委員	1 回	6,700 円以内	出勤時間による	
福祉協力員	1 回	6,700 円以内	出勤時間による	
その他社協関係委員等	1 回	6,700 円以内	出勤時間による	

別表 2 - 2 (出勤時間別金額表)

出勤時間	金額	備考
1 日 (4 時間超過)	6,700 円	
4 時間以内	4,300 円	
2 時間以内 (夜間)	2,300 円	夜間とは (18:00 ~ 22:00 の間で 2 時間以内の会議とする。)